

習志野市教育委員会会議録

(令和7年第8回定例会)

1 期 日	令和7年8月26日(火)		
	市庁舎3階大会議室		
	開会時刻	午後3時00分	
	閉会時刻	午後4時45分	
2 出席委員	教 育 長	小 熊 隆	
	委 員	赤 澤 智津子	
	委 員	高 橋 浩 之	
	委 員	馬 場 祐 美	
	委 員	鎌 田 尊 人	
3 出席職員	学校教育部長	三 角 寿 人	
	生涯学習部長	上 原 香	
	学校教育部参事	佐々木 博 文	
	学校教育部・生涯学習部技監	塩 川 潔	
	学校教育部次長	渡 辺 雅 和	
	生涯学習部次長	越 川 智 子	
	学校教育部副参事	奥 山 昭 子	
	教育総務課長	早 川 誠 貴	
	学務課長	寺 嶋 耕 一	
	保健体育安全課長	江 住 敏 也	
	指導課長	春 名 拓 也	
	総合教育センター所長	青 野 孝 幸	
	学校給食センター所長	水 嶋 りえ子	
	社会教育課長	河 栗 太 一	
	生涯スポーツ課長	忍 貴 弘	
	中央公民館長	伊 東 尚 志	
	中央図書館長	岡 野 重 吾	
	学校教育部主幹	石 井 義 之	
	学校教育部主幹	藤 代 薫	
	学校教育部主幹(習志野高等学校事務長)	袴 田 武 志	
	学校教育部主幹	鈴 木 貴 幸	
	学校教育部主幹	新 井 理 香	
	学校教育部主幹	鶴 岡 佑 介	
	学校教育部主幹	松 田 裕 美	
	生涯学習部主幹	勇 依 子	
	学務課主任管理主事	鈴 木 建 史	
	指導課主任指導主事	櫻 井 智 之	
	総合教育センター主任指導主事	渡 辺 明日子	

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和7年度教育費予算案(9月補正)について
- (2) 中学校部活動の地域展開について
- (3) 小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について
- (4) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

第3 議決事項

議案第28号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

議案第29号 令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

議案第30号 令和8年度使用教科用図書の採択について
(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書)

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)を非公開とし、報告事項(1)の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和7年第7回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(2) 中学校部活動の地域展開について

(保健体育安全課)

江住保健体育安全課長

報告事項(2)「中学校部活動の地域展開について」、説明する。現在、国の方針に基づき、中学校の部活動改革が全国的に進められており、本市においても、休日の中学校部活動について、学校と地域が連携した形での展開を検証しているところである。部活動地域移行の名称については、生徒のスポーツ、文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校

から地域へと転換していくことを地域移行という名称で示してきたところ、改革の理念や地域クラブ活動のあり方等をよりの確に表す観点から、名称を変更する考えが国から示された。具体的には、学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的、物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするとともに、活動内容等についても、学校部活動における部活動指導員等の配置等を意味する地域連携よりもさらに取り組みを進め、地域に存在する人的、物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していくという意図を込めて、地域移行から、地域展開という名称に変更することとなった。

資料1ページ目を御覧いただきたい。(1)目的についてである。地域の人材や施設などの資源を活用することで、生徒が専門的な指導者のもとで活動できる環境を整備し、教員の業務負担を軽減することとしている。次に、(2)休日の活動の現状についてである。令和7年度の本市の休日の活動の現状として、学校部活動地域連携型は7校7部活動で実施している。また、地域クラブ型として既存の管楽器講座に加え、今年度より陸上競技を追加するとともに、新たに民間委託型を7校7部活動で展開している。民間委託型については、今月、民間委託事業者との契約後に、学校施設の利用や用具、備品の貸し出し利用について、事前に民間委託事業者と学校側で協議の上、管理、運営を行っていく。次に、(3)令和8年度以降の休日の活動の実施計画案についてである。今年度の課題等を含めて、学校部活動地域連携型、地域クラブ型、民間委託型を総合的に展開しつつ、令和10年度までに学校部活動地域連携型と地域クラブ型を民間委託型に併合することを目指して進めていきたいと考えている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。(1)民間委託のメリットについては、大きく分けて2点が考えられる。1点目は、専門的な指導を受けることができること。2点目は、指導者を安定して確保することができることである。

資料4ページ目を御覧いただきたい。民間委託事業者の指導体制についてである。怪我、事故、緊急事態発生時の対応については、民間委託事業者が緊急時対応マニュアルを完備し、指導員に徹底をしている。さらに、保護者との信頼関係の構築については、連絡ツールアプリを導入し、スケジュール管理や出欠管理等を行ったり、別紙資料①のように、習志野市専用のコールセンターを設置したりすることで、素早い対応を図っていく。また、必要に応じて学校との情報共有が必要になることもある。指導者の質の向上については、別紙資料②のように、日報による管理、巡回訪問による管理、事務局主催の指導者ミーティングの3つの方法にて現場における指導のチェックを行い、現状把握と適時に指導員のフォローを行う体制を整えている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。(2)令和7年度民間委託事業者についてである。令和7年7月4日に、習志野市部活動地域展開派遣事業者候補者選定を行い、柏市、千葉市、成田市、埼玉県さいたま市等で地域展開業務委託の実績がある、株式会社オクスベストフィットネスと契約をかわした。今年度は、令和7年8月から令和8年3月の期間に7校7部活動で実施する。次に、(3)活動日数についてである。活動実施期間中、土曜日、日曜日または祝祭日の週1日程度の活動を原則として、実施期間内で25日を上限とする。なお、練習試合等を行う場合は、原則として10日を上限とする。次に、(4)種目・実施場所・参加校等についてである。今年度は7人の教員が兼職兼業の登録を行い、指導を行う。平日の部活動に関しては、引き続き顧問が指導を行う。なお、委託の実施率に関しては、本年度の10%に対し、令和8年度は20%、令和9年度は50%、令和10年度は70%を目標値とし、令和11年度から民間委託型に完全移行し、国の財政支援に注視しながら、受益者負担を導入する方向で考えている。

資料3ページ目を御覧いただきたい。(6)近隣他市の民間委託に係る取り組みについてである。すでに民間委託型を実施している千葉市や、今年度より実施予定である浦安市など、対応は様々な状況である。まとめとなるが、これまでの部活動の形をできる限り維持し、持続可能なものと位置づけ、生徒の活動機会を保障することを基本方針としている。指導を希望する教員につい

ては、所定の兼職兼業届を提出した上で、民間委託事業者に所属して指導にあたることが可能となる。一方、教員による指導希望がない場合や指導者が不足している部活動については、民間委託事業者が専門の指導者を確保し、各部活動に派遣する体制を整えていく。また、生徒数の減少等により単独での活動が困難な部活動については、近隣中学校との連携により、合同チームを編成し、活動の継続を図っていく。指導体制についても、希望する教員の兼職兼業を含む民間委託事業者が派遣する地域の指導者により対応していく。さらに、習志野商工会議所より、地域貢献の一環として、地元の企業から中学校部活動の指導者の派遣について、協力をする旨の話をいただいているので、並行して進めていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

この夏に行われた、運動部活動と文化部活動の大会の結果について、資料の用意はあるか、と質問

江住保健体育安全課長

手元にないので、後程配付させていただく、と回答

小熊教育長

教育委員会としては、最終的には民間委託型としていきたいという方向性だが、大会の扱いについてはどのようにになっているのか説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

大会への参加については、小中学校体育連盟の位置付けにより、地域クラブとしても参加することができるが、原則として学校の部活動の延長であれば、学校の名前で出場することが多い、と回答

小熊教育長

あくまでも大会がなくなるということではなく、参加チームの形は変わるが、現状のままで、今後でも出場できるという理解で良いか、と質問

江住保健体育安全課長

そのとおりである、と回答

高橋委員

非常に難しい問題だと思うが、成功するように、習志野市を挙げてチャレンジをしていく必要があると思う。新しい仕組みなので、大きく分けて3点質問したい。1点目は、資料2ページ目の(2)にある民間委託事業者は何年契約なのか。また、この民間委託事業者と契約するにあたり、どのように評価をしたのか。2点目は、資料2ページ目の(5)の表に、全部活動数77とあるが、これは全ての部活動が休日に活動しているのか、あるいは、今後休日も活動する部活動のことなのか。中学校の部活動がいくつあり、そのうち休日に活動しているのはどの程度なのかを教えていただきたい。3点目は、資料3ページ目の3. まとめに指導を希望する教員は、兼職兼業届を提出した上で、民間委託事業者に所属するとあるので、株式会社オークスベストフィットネスに所属するものと理解しているが、この場合、教員は民間委託事業者の監督下に入ることであるか。例えば、事故が起きた時に、学校の部活動であれば、当然習志野市が責任を取ると思うが、民間委託事業者に所属して指導をした際に起きた事故の責任の所在について教えていただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

1点目の契約期間については、令和7年8月から令和8年3月までの8か月である。民間委託事業者の評価については、今回、プロポーザルを行う中で、これまでの実績が際立っており、休日の学校部活動と地域での活動を任せるときに、安全面の配慮など、様々なノウハウを持っていることを勘案して総合評価した。2点目については、77部活動は現在、休日に活動している部活動の数である。当然、子どもが減れば、部活動の数が減る可能性もある。3点目については、指導を希望した教員は、民間委託事業者に所属することになる。部活動ガイドラインに則った活動になるが、事故等が起きた場合は、民間委託事業者の責任ということになる、と回答

高橋委員

民間委託事業者は大事な役割を果たすことになると思う。様々な条件を調査し、選定したと思うが、この民間委託事業者の8か月間の実績は、どのように評価するのか、と質問

江住保健体育安全課長

今年度からの新たな取り組みだが、この民間委託事業者の取り組みについては、しっかりと整理をし、次年度以降の選定に反映させていきたいと考えている、と回答

高橋委員

例えば、実際に参加した生徒や保護者からの声も伺うことになるのか。その辺りが決まっていれば教えていただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

すでに、学校部活動地域連携型や地域クラブ型、今年度からスタートする民間委託型についても、参加する生徒、保護者、教員等に毎年アンケートを行っており、実態把握をすることで、次年度以降の取り組みにつなげているところである、と回答

高橋委員

アンケートの結果をぜひ教育委員会に報告していただきたい、と要望

赤澤委員

現場の教員の負担軽減という意味では非常に重要な取り組みであると思い説明を聞いていた。2点質問したい。1点目は、現状の確認である。資料2ページ目の(4)の表に兼職兼業希望教員数とあるが、ここが0になっているということは、希望した教員がおらず、民間委託事業者の指導者のみで実施したということなのか。また、兼職兼業を希望した教員は、休日に仕事をするので、給与の支払いがされるということで良いのか。2点目は、今後の見通しについてである。最終的には民間委託型が100%になると思うが、資料2ページ目の(2)の契約額を見ると、7校7部活動の時点で約630万円となっている。これが10倍になると約6,300万円になると思うが、費用についての現状と今後どのような見通しを持っているのか。また、受益者負担を導入する方針であると思うが、保護者の合意を得ることはできるのか、説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

1点目については、御指摘いただいたとおり、兼職兼業を希望する教員が0人の部活動に対して、民間の指導者が派遣されることになる。2人が最大の人数になっているので、野球とソフトボールについては、民間委託事業者が入らないということになる。また、民間委託事業者の指導者1人に任せることには懸念も多いので、原則2人の配置となるように派遣をしていただく契約にな

っている。当然、兼職兼業届を提出し、民間委託事業者に登録するので、民間委託事業者から給与が支払われることになる。2点目については、これまでの実績がある会社なので、ある程度の細かい数字まで出ているが、1年目であり、今後どの程度、必要な経費がかかるのか把握していく必要がある。今後、民間委託型を10%、20%と増やしていく中で、財政的な支援がしばらくは必要になってくる。また、例えば、単年契約よりも、複数年契約の方がもう少し価格が下がる可能性もあるので、そういったことも含めて、財政課と協議をしていきたいと考えている。受益者負担の導入については、現時点で合意を得ることはできていないが、昨年行ったアンケートの結果では、保護者からいただいた回答の中で、8割程度は、「当然だと思う」または「仕方ない」という回答をいただいている。金額については、独り歩きしないように考えているので、ある程度の目安を示し、現時点での保護者の意見を伺っているところである。受益者負担については、国の財政支援等もあるので、そういったものも注視して検討していきたいと考えている、と回答

赤澤委員

ある程度、金額が掴めており、パーセンテージ的にも目標値がはっきりしているということや、学校数や人数も概ね確定しているのにも関わらず、1人あたりどの程度の金額がかかるのか、また、どの程度、公費での補填ができるのかという、おおよその目安がないということが少し気になる。先程説明のあったアンケートでは受益者負担は「当然だと思う」と回答していても、それが月1万円なのか、1,000円なのか、500円なのかによっても回答は変わるのではないかなと思う。受益者負担について、保護者との合意は非常に重要であると思う。平日は、特に負担なく部活動ができるが、休日になると、負担が発生するとなると、休日は参加させないという家庭も出てくるのではないかな。そう思うと早めに地ならしをした方が良いと思うが、その辺りはどのように考えているのか、と質問

江住保健体育安全課長

現在、市の方で金額の算出は行っていない。現状として、受益者負担の導入に取り組んでいる自治体が少なく、例えば、柏市では年会費を5,000円とし、その上で、月額2,000円を徴収している状況である。本市としては、その額に倣うということは考えていない。また、契約期間の月数や活動の回数など、ある程度の制限も必要になると思っている。いずれにしても、他自治体の状況や国の動向を注視し、検証していきたいと考えている、と回答

赤澤委員

他自治体に倣っているわけではないと思うが、金額の算出根拠はあるのか。例えば、国の補助金や複数年契約をすることにより契約金額が下がるといったことを加味したりするのか。また、受益者負担に対する考え方や負担の上限額についてはいかがか、と質問

江住保健体育安全課長

現時点では、検討を重ねていくということしかお答えできないが、赤澤委員からの御意見も含めて、今後検討していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

赤澤委員の質問に関連して質問したい。国から方針は示されていないのか、と質問

江住保健体育安全課長

受益者負担の方針については、国から示されることになっている。金額等については一切触れられていないが、全てを受益者負担とすることは、国としても考えていないと理解している、と回答

馬場委員

兼職兼業を希望した教員が2人いる部活動には、他の専門的な指導者は派遣されないという説明があったが、教員は民間委託事業者に所属して指導を行うので、受益者負担が発生すると理解した。第二中学校の野球部や第七中学校のソフトボール部には、他の専門的な指導者が派遣されないが、他の部活動と同様に、受益者負担が発生するという理解で良いか、と質問

江住保健体育安全課長

兼職兼業届を提出した教員2人が配置される部活動には、民間委託事業者からの指導者は派遣されないという御理解のとおりである。現在は、学校で休日に部活動の指導を行うと、特殊業務手当が支給されるが、民間委託事業者から給与が支払われることになるので、全く別の仕組みになる。受益者負担については、具体的な内容が決まっていないが、給与や保険料は民間委託事業者が支払うことになる、と回答

馬場委員

専門的な指導者が派遣される部活動と、そうでない部活動が出てくるということか。民間委託のメリットとして、専門的でより高度な指導が受けられると記載されている。兼職兼業をする教員の指導力を否定しているわけではないが、専門的な知識やスキルを有する指導者からの指導を受けられる機会がなくなってしまう部活動があるということは、不公平にならないか、と質問

江住保健体育安全課長

指導者の専門性についてだが、兼職兼業を希望している教員は、専門性があり、また、実績もある方々であると認識していただきたい。一方で、若い教員が非常に増えている中で、種目の専門性というところに、疑問を持っている教員が多い。そのため、各種目の専門の方に指導をお願いしたいという考えがある中で、専門性がある教員から希望があると認識している、と回答

馬場委員

公平性の部分についてはいかがか、と質問

江住保健体育安全課長

他の専門的な指導者が派遣されない部活動については、この民間委託型を活用して、しっかりと専門性を保障していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

補足して説明をさせていただく。先程、様々な議論があったことも含めて、この専門性という部分については、容易に担保できないという現状がある。例えば、スポーツでは、指導者の資格もあるので、今後はそういったものも求められるのではないかなと思っている。現状では、これまでの指導の実績等によって、専門性があるという捉え方しかできないこともあると思う。専門性という部分は線引きが難しいので、課題として検討していかなければならないと考えている、と発言

馬場委員

今後も検討、研究が必要ということを理解した、と発言

鎌田委員

先程質問のあった、怪我した時の責任の所在や、予算のことなどについて、私も質問をしようとしていた。この部活動の地域展開の意味というのは、休日に教員が出勤をしなければならないと

ということに対しての、働き方改革が大元だと思う。そのため、全てが民間委託になると、教員が兼職兼業を希望しても、働き方改革に反するので指導はできないということになるのではないかと。そういった線引きも必要になってくると思う。先程、民間委託のメリットとして専門的でより高度な指導が受けられるという話があったが、私は後付けの理由のように感じた。当然、教員よりもスポーツクラブのインストラクターや民間の指導者の方が専門的な指導ができる部分はあると思うが、元々の趣旨ではないように思うので、それを前面に押し出すと混乱してしまう。部活動の地域展開は国の方針なので、進めることは仕方ないと思うが、3点質問をしたい。1点目は、休日に全ての部活動が活動をしなければならないのか。そうであれば、教員の負担軽減のためという理由で進めていくしかないと思う。多くの予算が必要になると思うが、予算がつかないことは仕方ないと思うので、受益者負担が発生するということを説明していくしかないと思う。2点目は、平日と休日で指導者が変わるわけだが、指導内容や熱意などに差が出て、生徒が混乱しないのか。3点目は、地域展開というのは、その地域へ展開していくということだと思うが、民間委託事業者は地域にあるわけではない。この名称は、その地域にあるクラブなどでの活動によって、その地域を一緒に守っていくということをイメージしていた。民間委託にしてしまうと、地域展開という言葉自体の意味が変わってきてしまうと思うが、どのように考えているか、と質問

江住保健体育安全課長

1点目について、平日の部活動は、各学校の部活動での活動が主になるが、休日には他校との練習試合などが必要になってくるので、土日のいずれか1日については、部活動を行うように進めていく必要があると考えている。2点目の平日に指導をしている部活動の顧問との連携については、初めての取り組みではあるが、休日に指導をする指導者との顔合わせを含めた連絡調整を行い、平日に指導をしている顧問から、指導内容についてしっかりと伝えることで、十分に活動ができると考えている。3点目について、現在の民間委託は、民間委託事業者から指導者が学校に派遣されて活動している。習志野市は都市部であり、子どもの数もまだ多い状況だが、将来的に過疎化が進み、1つの学校では部活動が成り立たないという地域にクラブを設け、そこで子ども達みんなが活動するイメージを持っている。近い将来、人数が減ってくる学校については、そういった取り組みを進めながら、地域で吸収していくという考えを持っている、と回答

小熊教育長

補足して説明をさせていただく。現状、陸上競技等は地域を中心に展開をしているが、これを全て民間委託にするということではなく、私自身は、民間のノウハウを利用しながら地域展開していくことを考えている。要するに、現在の取り組みの中で、非常に良い形のものは、費用の部分も含めて、民間委託型に合わせていくという理解をしている、と発言

江住保健体育安全課長

民間委託型でどのような活動ができるのか、最終的な形も含めて、今後検討していきたいと考えている、と発言

小熊教育長

全ての種目を民間委託にするのではなく、地域の中での活動や、企業が実施する形、また、先程説明があったように、地元企業と一緒に取り組むことなど、システムはなるべく同じにするが、様々な形があると理解している、と発言

鎌田委員

先程質問した内容について、そういったことを懸念している委員もいるので、今後検討をしてい

ただきたい、と要望

馬場委員

部活動指導員について、今日ホームページを見たが、まだ募集をしている状況である。今後、民間委託型となったときに、この部活動指導員はどのような扱いとなるのか、と質問

江住保健体育安全課長

現在、部活動指導員については、市で募集を行い、学校に派遣しているが、今後、民間委託型となったときには、民間委託事業者に登録していただき、そちらから派遣されることになる、と回答

馬場委員

今後もしばらくは、部活動指導員の募集を続けていくという理解で良いか、と質問

江住保健体育安全課長

そのとおりである、と回答

小熊教育長

9月以降取り組みを進めていく中で、課題も出てくるので、進捗をその都度報告をしたいと思う。本日、御指摘をいただいたとおり、契約期間が8か月であり、当然その後も考えていかなければならない中で、どのように民間委託事業者を評価していくのかということについては、教育委員会として確認する必要があると考えている。また、責任の所在の問題については、やはり議論があるので、民間委託事業者、そして学校とすり合わせをしなければならないと考えている。こちらについても、次回以降の教育委員会会議の中で報告したいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について (指導課)

櫻井指導課主任指導主事

報告事項(3)「小学校宿泊自然体験学習の現状と今後の方向性について」、説明する。

資料1ページ目の1. 小学校宿泊自然体験学習の現状についてを御覧いただきたい。自然体験学習をとおして、主体性、自立心の育成や協調性、社会性の向上、また様々な活動に挑戦することによる自己肯定感の向上等を目指し、本市では鹿野山少年自然の家を使用して小学校4年生から6年生が宿泊自然体験学習を実施している。しかしながら、気候の変化に伴い夏場の利用が難しくなったため、昨年度より7月から9月の利用を避けて実施している。また、6年生は修学旅行と併せて、宿泊行事が2度になることから、引率する教職員の負担感も大きくなっている。そのため、6年生は1泊2日、4、5年生は2泊3日で行っている。時期としては、6年生は4月から6月、4年生は6月後半から7月と10月から12月、5年生は12月から2月の間に実施している。現状としては、児童の安全管理や事前事後の処理など、宿泊学習を担当する教職員の負担は大きく、対象となる4年生から6年生を受け持つ教職員の負担感は、下学年と比べると高い傾向にある。現在、鹿野山少年自然の家の周辺環境が大きく変化している。具体的には、参考として記載したように、私有地であるハイキングコースの土地売却等により開発が進んでいる。そのため、今後は現状と同様の宿泊自然体験学習の実施が難しくなることが見込まれ、これまで目指してきた教育効果が得られない可能性があることから、市の施設である、富士吉田青年の家を活用した宿泊

自然体験学習の検証実施を行うこととした。今年度は、市内の小規模校2校が富士吉田青年の家での宿泊体験学習を実施した。富士吉田の自然に触れ、その土地でしか見られない植物を見たり、富士山の麓の溶岩地形について学習したりと、習志野市では体験できない活動を行った。実施場所が変わっても、児童にとって有意義な自然体験学習となるように活動内容は検討を重ねているところである。今後は今年度の検証結果を踏まえ、児童の安全面、健康面を最優先に考えて検討し、さらなる検証を行っていきたいと考えている。次に、2. 検証実施校の活動報告と事後アンケート結果についてを御覧いただきたい。今年度は、小規模校2校での検証ということで、6月に秋津小学校、7月に香澄小学校の検証を行った。まず、秋津小学校の活動内容を説明する。期日は6月5日木曜日から6日金曜日、参加児童は30名、引率教員は2名だった。天候は両日も晴れ予報だったので、晴れバージョンの行程で実施した。行きの道路状況は、事故や渋滞もなく、予定より早めに到着した。1日目は約4時間の行程の軽登山を行った。晴れていたこともあり、昼食場所からは雄大な富士山を見ることができた。山道を歩きながら、富士吉田特有の溶岩による土地の作りについて学習したり、習志野市では生えていない植物を見たりと、学びながら楽しく歩くことができた。夜はキャンプファイヤーを行った。2日目は、班ごとに飯盒炊爨を行った。火を起こしてご飯を炊いたり、食材を切ってカレーを作ったりと、楽しく活動していた。帰りの道路状況も問題なく、予定よりも早めに学校に到着した。

資料2ページ目を御覧いただきたい。児童の事後アンケート結果である。「よかった」、「まあまあよかった」の回答が100%となっており、満足感のある体験となったようである。特に、「学校ではできない体験だから」という理由を選んだ児童が多かった。次に、香澄小学校の活動内容を説明する。期日は7月3日木曜日から4日金曜日、参加児童は40名、引率教員は3名だった。1日目が雨予報だったこともあり、雨天バージョンの行程で実施した。行きの道路状況は、事故や渋滞もなく、予定どおりに到着した。1日目は浅間神社の散策を行った。国の重要文化財である社殿等を見学し、富士吉田や神社の歴史を学んだ。当日は実際に雨天だったが、安全に活動することができた。その後、富士吉田青年の家に戻り、火起こし体験を行った。夜は雨があがったので、キャンプファイヤーを行った。2日目は、秋津小学校と同様に飯盒炊爨を行った。帰りの道路状況も問題なく、スムーズに帰校することができた。事後アンケート結果では、「よかった」と回答した児童が95%と高い満足感を得られた体験だったことが伺える。

資料3ページ目を御覧いただきたい。理由を見ても分かるように、普段の学校生活では味わえない体験が子ども達にとっては印象に残る思い出となったようである。参考として、同時期に鹿野山少年自然の家で宿泊自然体験学習を実施した学校のアンケート結果を記載した。抽出校2校の結果である。鹿野山少年自然の家でのアンケートは、クラスの1割程度に実施をお願いしているため、少ない人数となっている。結果を見ると、富士吉田青年の家で実施した学校と同様の結果であることが分かる。このことから、富士吉田でも鹿野山と同様に満足感の得られる体験活動が実施できたといえる。

資料4ページ目の3. 今後の方向性についてを御覧いただきたい。今年度は、小規模校2校が富士吉田青年の家での検証実施を行ったが、令和8年度は人数を増やし、中規模校2校での検証を考えている。また、現在1学年を2回に分けて実施している大規模校を対象として、県立の施設である鴨川青少年自然の家での検証も併せて検討している。どの施設を利用した場合でも同等の自然体験学習ができるように検討した結果、富士吉田青年の家に加え、鴨川青少年自然の家を選択した。今後、鹿野山少年自然の家以外の施設を使用して実施していく場合、個人負担額が増えること、また、引率する教職員の負担が大きくなると考えられることから、4年生、5年生ともに1泊2日で実施していきたいと考えている。なお、6年生については、鹿野山セカンドスクールの実施はせず、修学旅行において自然体験学習を行う。修学旅行先は、現状と同様に栃木県日光市方面となるが、各学校で検討していく。3つの施設の費用等を比較した表を御覧いただきたい。施設ごとに実施可能な体験学習や、費用を記載している。どの施設でも、同様の活動を行うこと

ができる。負担が大きくなるのは食費の部分である。また、県立の施設では宿泊料金がかかる。鹿野山少年自然の家では無料でできていた活動にも、費用がかかる場合がある。次年度の検証校については、今年度と同様、鹿野山少年自然の家の保護者負担額と同額になるように補う予定である、と概要を説明

小熊教育長

今後の方向性について、4年生、5年生が1泊2日で実施することと、6年生が鹿野山セカンドスクールの実施はせず、修学旅行で自然体験学習を行うという説明があったが、あくまでも案であり、決定事項ではないという理解で良いか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

そのとおりである、と回答

馬場委員

非常に工夫をされており、セカンドスクールを今後も実施していきたいということが感じられたので、ありがたいと思う。やはり自然体験学習は、必要であると私は思っているので、何かしらの形で続けることは良いと思う。その上で、先程、案として6年生の鹿野山セカンドスクールの実施はせず、修学旅行で自然体験学習を行うという説明があった。修学旅行と鹿野山セカンドスクールの学習の目的は違うと思うが、どのように考えているのか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

修学旅行の目的と自然体験学習の目的が違うことは分かっているが、修学旅行の行程の中に、自然に触れる時間を設けることを各学校に検討していただいている、と回答

小熊教育長

修学旅行の目的と自然体験学習の目的を明確に説明していただきたい、と質問

春名指導課長

修学旅行の目的は、やはり修学なので、自然体験に特化したものではなく、小学校、中学校で今まで学習したことを生かしながら、様々な見学をする場と捉えている。自然体験学習の目的は、自然に触れる、またはそれを体験することであると捉えている、と回答

小熊教育長

自然体験学習を修学旅行にしている学校もあるので、明確にしないと混乱すると思う、と発言

馬場委員

個人的な考えとしては、修学旅行にあえてセカンドスクールを盛り込む必要があるのか疑問に思ったので質問した。本来は、6年生もセカンドスクールを実施すべきであると思っている。4年生、5年生、6年生と継続することで、ステップアップして学習をしていくという意味合いがあると思うので、実施する必要があると思う。教職員の負担や費用の面、また、6年生は日程的にも余裕がないことを十分理解しているが、修学旅行はしっかりと修学旅行の形で実施し、自然体験学習を無理やり盛り込む必要はないと思うので、そのことについて検討していただきたい、と要望

春名指導課長

現在、宿泊自然体験学習の検討委員会を行っているので、各委員からいただいた御意見も反

映させながら、今後のあり方について、さらに検討を進めていきたいと考えている、と発言

高橋委員

馬場委員の要望についてはおっしゃるとおりなので、検討していただいたほうが良いと思う。先程の修学旅行の目的について調べてみたが、文部科学省のホームページに、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむと記載されているので、目的外ではないと思う、と発言

鎌田委員

4年生、5年生の宿泊自然体験学習については、個人負担額が増えるということと引率する教職員の負担が大きくなるということから、2泊3日を1泊2日にしていきたいとのことだが、教職員の負担は年々大きくなっているのか。あるいは、負担を軽減したいということなのか、と質問

寺嶋学務課長

教職員の負担についての御質問なので、働き方改革等を担当している学務課からお答えする。教職員の負担が増えているかどうかということについて、働き方改革の面からお答えすると、超過勤務は減ってきている。一方で、宿泊自然体験学習は、やはり2泊3日拘束されるので、昔から変わらず、負担が大きいと認識している。そのため、1泊2日にすることができるのであれば、負担は軽減されるのではないかと考えている、と回答

鎌田委員

費用的な面であったり、例えば、保護者からの意見などが増えたりすることにより、負担が大きくなっている印象があったので質問した。先程、馬場委員が発言していたが、6年生も宿泊自然体験学習を実施した方が良く、本来は、修学旅行と分けて2回宿泊をしなければならないという認識なのか。4年生、5年生は宿泊自然体験学習を行っており、これについては2泊3日で実施した方が良いという印象がある。6年生に関しては、日程的に余裕がないことと、4年生と5年生で自然体験を行っているので、修学旅行でしっかりと文化に触れれば良いと思っている。私は宿泊回数が問題ではないと思っているが、どのように考えているのか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

宿泊の回数が問題ではないということについてだが、来年度、6年生を修学旅行のみにしたことに関しては、先程申し上げたように、教職員の負担の大きさや6年生の行事の多さなど、そういったところから精査し、宿泊自然体験学習をなくし、修学旅行で自然体験をしようとするものである、と回答

鎌田委員

修学旅行で自然体験をすることに関しては理解した。修学旅行でしっかりと修学させるという方針が良いと思うが、馬場委員とは違う考えを持っている、と発言

小熊教育長

原案として報告されたところだが、検討委員会ではどういった意見があったのか、詳細に説明をしていただきたい、と質問

櫻井指導課主任指導主事

検討委員会においては、今後の方向性について、2泊3日を継続するのか、1泊2日にするの

かということや県内の他施設を使うことなどについて、様々な検討を行ってきた。2泊3日を1泊2日にするという部分については、費用面や教職員の負担等を考えてこのような形に整ったところである。また、鹿野山少年自然の家については、周辺環境の変化などがある中で、やはり他施設を使うことについて、考えた方が良いという意見も出ていた、と回答

小熊教育長

2泊3日を維持すべきという意見は全く出なかったのか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

鹿野山少年自然の家が今後も使い続けられるのであれば、2泊3日でも良いという意見は出ていた、と回答

小熊教育長

この件については、様々な意見があると思う。検討委員会での議論や学校の意見、また、保護者や児童がどういった考えを持っているのかということをしっかりと整理をして進める必要がある。やはり長く行ってきたことなので、急には変えられないのではないかという意見は絶対に出ると思う。様々な状況について検討をしているということを理解していただかなければならないと思う。今後も進捗状況を報告していただきたいと考えているが、いかがか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

本日開催された校長会議において、各小学校に、小学校4年生から6年生の児童とその保護者、また、小学校の教員に忌憚のない意見をいただくため、アンケート調査を依頼した。ちば電子申請サービスを使い回答していただくものだが、たくさんの意見を集約して、検討委員会において検討していきたいと考えている。また、その結果に関しては報告をしたいと考えている、と回答

小熊教育長

様々な思いを持った取り組みなので、丁寧に進めていく必要がある。場合によっては立ち止まることも必要になると思うので、教育委員会会議の中でも、その都度確認をしていきたいと考えている、と発言

高橋委員

確認だが、これまでの宿泊自然体験学習は、4年生で2泊、5年生で2泊、6年生で1泊の合計5泊であったものが、今後は、4年生で1泊、5年生で1泊、6年生ではなくなり、合計2泊になるという理解で正しいか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

以前は全学年2泊3日で実施していたが、気候の変化により、夏場の利用が難しくなったことから、現在は6年生が1泊2日で実施している。来年度からは、6年生の宿泊がなくなり、4年生、5年生を1泊2日にするという案で検討を進めているところである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について（社会教育課）

越川生涯学習部次長

報告事項(4)「生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について」、説明する。生涯学習部所管施設の指定管理者について、令和6年度における管理運営状況を評価したので、その結果を報告する。

スライド番号2を御覧いただきたい。評価を実施した生涯学習施設は、スライドに記載の5つとなる。なお、2番の新習志野公民館、3番の実花、袖ヶ浦、谷津公民館は、指定管理期間が異なるため、評価シートは別になっているが、同じ事業者が運営しているので、事業者の数は4事業者となる。また、4番の公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団は、令和6年度より、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会が公益財団法人習志野文化ホールを合併し、新たな財団として事業を進めているところである。

スライド番号3を御覧いただきたい。指定管理者のモニタリングは、「習志野市公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づき、実施している。モニタリングとは、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに基づき、適正かつ確実なサービスが提供されているかどうかを確認するものである。市が行うモニタリングは、スライドに記載のとおりである。1. 定期の業務の遂行確認については、現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認する。2. 事業決算の確認については、指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認する。3. 管理業務の評価、指導については、定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果をフィードバックする。

スライド番号4を御覧いただきたい。4. 随時の業務遂行確認、評価、指示については、業務改善の必要があった場合、その都度、業務遂行を確認、評価、指示をする。5. 評価の体制については、設置者である市が自ら行うものとし、所管課が収集したデータに基づき、生涯学習部に設置した次長を長とし、各所管課長等で構成する指定管理者制度検討委員会により、適宜適切に評価を行うこととしている。このようなプロセスをとっている。総括すると、指定管理者制度では、複数年度にわたり施設の管理を民間事業者等に委ねることから、設置者である地方自治体は、指定期間中の適正な管理を確保するため、地方自治法第244条の2第7項および第10項に基づき、指定管理者に対し毎年度終了後に事業報告書を提出させるほか、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行い、指示に従わないとき等には指定の取消し等を行うことができるようになっている。そこで、本市においては、「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第8条から第10条に基づき、施設の管理運営に関し、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかなどの監視に加え、現地調査、管理運営状況の評価を行い、必要に応じ、改善に向けた指導、助言を行い、管理の継続が適当でないと認めるときは、指定の取消し等を行う一連の仕組みをモニタリングとし、指定管理者による管理の適正を期することとしている。つまり、課題に対してその改善を促すサイクルを、都度繰り返していくものである。

スライド番号5を御覧いただきたい。モニタリングにおける4つの評価段階はスライドに記載の図のとおりである。要求水準は、仕様書に基づくものである。A+評価は、仕様書に基づく要求水準を上回るもので、多くの優れた取り組みが行われたものである。A評価は、要求水準と同等で、協定どおりに運営されているもの、B評価は、要求水準であるが、一部課題があるもの、C評価は、要求水準に至らず、課題を多数抱えているものである。

スライド番号6を御覧いただきたい。総合評価結果と、各評価区分の内訳をまとめたものである。各施設は、協定書、仕様書、事業計画書に基づく運営管理の水準を達成し、適正かつ安定的に管理、運営が行われていたことから、総合評価としては、市が求める要求水準と同等のA評価であった。なお、3事業者にB評価が各1項目ずつある。まず、図書館においては、評価項目の施設

の利用実績の項で、利用登録人数という評価観点において、新規利用登録人数が、前指定管理期間最終年度の令和3年度を基準年とする中で、これに対し、10%以上減少したことから、B評価としたものである。詳細を申し上げますと、現在の指定管理期間が令和4年度から令和8年度までの5年間であることから、令和3年度の実績を基準とし、10%以上の増減の有無で評価している。比較する数値は、指定管理を行っている3図書館の1開館日あたりの人数を基準とし、令和3年度の3館合計の新規登録者数2,792人、1開館日あたり9.59人を基準としている。これに対し、令和6年度の3館合計の新規登録者数は2,436人、1開館日あたり8.40人であったことから、基準年に対し12.4%の減となり、10%以上減少したことからB評価としているものである。遠出がままならなかったコロナ禍をピークに、新規登録者は減少傾向であり、今後、より各館の地域特性を踏まえた選書の実施、自主事業やSNSを利用した情報の発信等の取り組みを通じ、新規利用登録に繋げていくことを事業者を確認している。次に、新習志野公民館とスポーツ9施設においては、評価項目の管理運営経費の縮減の項で、収支がプラスになっているかという評価観点において、本市の指定管理業務にかかる収支が当初の予算額を超過し、マイナス収支になったため、一部課題があるとしてB評価としたものである。予算額を超過した理由だが、主に最低賃金の大幅な引上げの影響等、人件費が増加したこと、及び熱中症警戒アラート等の天候に起因する利用の減により施設の使用料などの歳入の実績が、予算上の見込みに至らなかったことであるが、必要なサービス水準、開館体制を維持するべく、いずれも株式会社本社、または公益財団本体から補填されている。指定管理を受託している法人全体の事業報告や財務諸表を確認したところ、法人全体の経営状態は良好であることから、引き続き本市施設の管理運営を問題なく継続的に運営できる状況にあることを確認している。なお、評価項目については、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに基づき、各施設に応じて定めている。各施設の評価項目の内容や数は異なるので御了承いただきたい。詳細は指定管理者実績評価表を御覧いただきたい。

スライド番号7を御覧いただきたい。総合所見として、いずれの施設においても、適正にサービスが提供され、安定的に管理、運営されていた。特に積極的だった取り組みとしては、2(1)の当該施設や事業等に関する効果的な広報・啓発、(2)の地域との交流・連携に関する取り組みを通じた地域交流の支援であった。各施設の運営において優れていた点、問題や課題なども含め、指定管理者実績評価表をもとに主なものを説明する。

指定管理者実績評価表の1ページ目を御覧いただきたい。中央図書館を除く、習志野市立図書館3館は、株式会社図書館流通センターが運営している。特記事項を御覧いただきたい。情報提供について、ブログでお知らせを掲載するだけでなく、開催した講座の様子やおはなし会で読んだ本のリストを掲載するなど、利用者の興味を引き、次の参加に結び付ける工夫をしたほか、館内掲示・サインのデザイン、色の統一や、図書を利用しやすいよう配置を変更するなど、利用者が利用しやすいよう取り組んだ。また、図書館を利用していない方にも図書館活動が伝わり、利用につながるよう、市内の広報掲示板に講座のお知らせを掲示したり、X(エックス)の投稿件数の増に取り組んだ。さらに、図書館の専門会社として専門性を高める様々な研修を実施し、サービス水準の向上に取り組む、選書内容や児童向けサービス、広報活動について複数館のスタッフが情報共有し、連携してサービス向上を図った。電子図書館やデジタルアーカイブなどの事業を継続したほか、児童向け講座をはじめ、多くの自主事業を実施し、利用者の好評を得た。一方で、利用登録人数、貸出人数、貸出数等の施設の利用減少が課題となっている。全体としては、概ね良好であり、総合評価はAとしている。

お手元の資料にないため、投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。各館の取り組みを紹介する。初めに、新習志野図書館で開催した事業である。12月にクリスマスデザインのアロマキャンドルを手作りする教室を、3月に参加者がそれぞれのおすすめの本を紹介しあう、「しんならサロン～推し本 de 交流会～」などを開催した。次に、東習志野図書館で開催した事業である。

11月に子どもが犬に対して絵本の読み聞かせをする「セラピードッグと一緒に絵本を読んでみよう」を、1月に課題本について意見や感想を述べあうことで、読書の幅を広げ、また、交流をはかる、「ひがしならしの読書会～阿川佐和子「聞く力」を読む～」などを開催した。次に、谷津図書館で開催した事業である。6月に地域の文庫団体が小学校で行っているおはなし会を実演、解説する「パパ・ママのためのおはなし会体験会」を、9月に子育て世代のための、お金を賢く「貯める・守る・増やす」などを開催した。

指定管理者実績評価表の3ページ目を御覧いただきたい。新習志野公民館は株式会社オーエンスが運営している。特記事項を御覧いただきたい。若干増減のある領域はあるが、各事業を積極的に実施している。利用者より接客対応及び施設の清潔感について良好な評価を得ており、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいた。また、公民館の講座情報、施設状況等の情報発信に取り組み、特に館報の発行については、前年度に引き続き、仕様書に定められている回数より多く発行し、幅広い周知に努めている。全体として概ね良好であり、総合評価Aとしている。

指定管理者実績評価表の5ページ目を御覧いただきたい。実花、袖ヶ浦、谷津公民館の3館は株式会社オーエンスが運営している。なお、先程説明した新習志野公民館とほぼ同様なので、説明は割愛する。

投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。これら4館の公民館の取り組みを紹介する。初めに、新習志野公民館で開催された2つの講座についてである。1つ目は、子ども講座「子ども陶芸教室」の様子である。陶芸窯を設置している新習志野公民館ならではの講座で、陶芸を通じて子ども達がものづくりの楽しさを味わうことを目的に、3回の講座として実施した。2つ目は、ユースリーダー養成講座の受講生の企画運営による、子ども講座「目指せ冒険王」である。青年講座であるユースリーダー養成講座は、ボランティア体験やイベントの企画を通じて、地域活動を支える次世代のリーダーを育成するものである。受講生が企画した子ども講座では、小学生が冒険家になり、各部屋に作られた国を訪れ、あいさつや遊び体験を通じて国際理解を深める内容となっている。次に、谷津公民館で開催した活動風景である。1つ目は、健康いいこと講座ウォーキング編である。心身の健康づくりをとおして、仲間づくりをすることを目的に開催した講座の1コマで、ウォーキング編では、身体や筋肉の仕組み、正しい歩き方や姿勢について学び、講師による歩き方チェックを行った。2つ目は、歴史講座史跡散策である。習志野市及び近隣の歴史文化を学ぶ講座で、令和6年度は、谷津地域の歴史に加えて、船橋大神宮と近隣の歴史と文化を、史跡めぐりとともに学んだ。次に、袖ヶ浦公民館で開催した事業である。1つ目は、和太鼓inならしのコンサートの様子である。公民館講座「和太鼓倶楽部」の受講生の発表の場であり、和太鼓発表をとおして、伝統文化の継承及び発展を図ることを目的としている。2つ目は、年末年始子ども向け事業の1コマである。伝統行事の定着を図り、地域の連帯を深めることを目的に、地区学習圏会議、連合町会や地域スポーツ団体等と実行委員会を組織して開催し、第三中学校の生徒がボランティアで参加している。門松づくり、どんど焼き及び火の輪くぐり、節分豆まき大会の3つのイベントを実施した。令和6年度の節分豆まき大会は、残念ながら当日雨天となったため、室内で実施した。次に、実花公民館の活動の様子である。1つ目は、花いっぱいボランティアクラブである。小学校の敷地内にある、公民館の特性を活かし、実花小の1年生から3年生を対象に募集している。下校途中に立ち寄り、自分のプランターの花を手入れするなど、年間8回の継続活動をとおして、公民館前の花壇、個人のプランターを花満開に育てていく。うち6回の活動には、地区学習圏会議、ちえのわの皆様が手伝いをしてくださっている。2つ目は、実籾に伝わる伝統のしめ飾り作りである。お正月飾りに出来るため、リピーターが多く、年越し準備の楽しい講座である。実籾地区の農家から材料の藁をいただき、天日干しをしてから藁をすいて1人ずつの束を用意する。講師の先生には18年間継続して御教授いただいております。準備から講座当日まで、こちらも、ちえのわの皆様が手伝いをしてくださっている。

指定管理者実績評価表の7ページ目を御覧いただきたい。スポーツ9施設は、公益財団法人

習志野市文化スポーツ振興財団が運営し、各種事業を推進しているところである。特記事項を御覧いただきたい。施設の安全・安心な運営、点検チェックなど快適な施設に注力し、取り組んでいるほか、施設の修繕、周辺環境の整備では、職員を育成し経費節減や迅速な対応に努めた。また、施設の効用を活かし、災害発生時の地域との連携・協力を図る観点から、消防団協力事業所として登録するなど、行政との連携に努めた。さらにスポーツプログラマーや保健体育の免許取得者による初心者指導、アンケート結果等を踏まえ、三世代など幅広い方々が参加できるような自主事業の企画などを行った。画像、映像を投影する電子パネルである、デジタルサイネージを新たに採用し、多様な情報の発信に努め、利用しやすい受付案内に取り組んだほか、当日や前日に熱中症警戒アラートが発令された場合の施設のキャンセル料について、夜間を問わず終日無料に対応し、利用者の満足度を高めるよう努めていた。この他、テニスコートでの冬時間を実施するなど、利用者の意見を意欲的に取り込んでいる。一方、管理運営、経費の縮減においては、人件費の増額や天候不良による使用中止が影響している。施設管理、安全対策、サービス向上等において、全体として良好な運営が行われていることから、総合評価Aとしている。

投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。スポーツ9施設の取り組みの様子である。最初に、秋津サッカー場で開催されたカルスポフェスタ、ファミリーイベント春のミニ運動会の様子である。カルスポとはカルチャー＆スポーツの略で、室内でのものづくり体験もできるよう企画した。スポーツ活動と文化芸術活動を共に楽しめるイベントであり、参加者にも好評をいただき、合併後の財団の特徴を活かした事業となっている。次に、茜浜パークゴルフ場で開催された、のびのびパークゴルフの風景である。親子三世代で参加できるイベントや初心者から参加できる各種教室を開催し、誰もが気軽にスポーツを始められるきっかけづくりや仲間づくり等につながる事業を実施した。

指定管理者実績評価表の9ページ目を御覧いただきたい。習志野市生涯学習複合施設プラッツ習志野は、習志野大久保未来プロジェクト株式会社が運営している。特記事項を御覧いただきたい。開館から5年を経過する中、多くの自主事業やフューチャーセンターでの活動が指定管理者や利用者の発案により意欲的に実施され、また、周年イベントを大々的に開催するなど、賑わいの創出や、市民同士の交流に繋がっている。利用者からの意見について、対応可能なものから順次、また、必要に応じて市側と調整の上、迅速に対応する姿勢が見られた。職員、スタッフの対応に関するアンケート項目では、年々良好な評価が見られ、利用者にとって利用しやすい施設の管理運営に努めていると言える。引き続き、自主事業参加者への個別アンケートの結果の活用など、様々な創意工夫により、利用者満足度の向上を図ることが期待される。以上のことから、全体として概ね良好であり、総合評価Aとしている。

投影しているパワーポイントを御覧いただきたい。最後に、プラッツ習志野の取り組みについてである。1つ目は、開館5周年イベントの様子である。11月2日から4日までの3日間にわたり、出会いの広場から北館、野球場、多目的広場、南館、ロータリーまで、施設全体を使用して開催した。第二中生のマーチングをはじめ、市民ホールでのコンサート、起震車、はじご車体験、マジックショーなど、多彩なイベントを実施し、延べ3万6千427人に来場いただいた。2つ目は、市民からの要望を受け、令和6年度に初めて開催した、ならしのクリスマスマーケットの様子である。フューチャーセンターに登録するクリエイターズクラブメンバーをはじめとした、32区画のハンドメイドブースが出店し、多くの方に来場いただき、充実したイベントとなった。これらの内容については、8月22日に開催された社会教育委員会議にも報告させていただいた。委員からは、仕様書に基づく要求水準は数値化されているものか、されているのならば、状態指標だけではなく成果指標として評価できるとよいという御意見や、最低賃金の引上げは外的要因であるため、B評価は厳しいのではないかと等の御意見をいただいております。次年度の評価に活かしていく。今後も引き続き、指定管理者とともに施設サービスの充実、強化に向け、信頼関係を築きながら、取り組んでいく。なお、これらのモニタリング評価の結果については、8月中旬に指定管理者に通知するとともに、市ホー

ムページで公表している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

議案第28号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第28号「令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。7月の教育委員会会議で点検・評価報告書について御協議いただき、様々な御意見をいただいたところである。内容を精査した結果、いただいた御意見については、今後の教育行政全般に生かしていくものとして、点検・評価報告書の修正等を行わないこととした。この度、最終的に点検・評価報告書を決定するため、提案させていただくものである。今後は、提案理由にあるとおり、9月議会の最終日である、9月29日に市議会へ提出するとともに、同日に市ホームページで公表する予定である、と概要を説明

小熊教育長

委員の皆様から様々な意見をいただき、この形まででき上がった。感謝申し上げる、と発言

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第29号 令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項について
(学務課)

鶴岡学校教育部主幹

議案第29号「令和8年度習志野市立幼稚園園児募集要項について」、説明する。本議案は、習志野市立幼稚園管理規則の規定に基づき、令和8年度習志野市立幼稚園の園児募集要項を定めようとするものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。1. 募集人員については、資料5ページ目の別表1令和8年度習志野市立幼稚園定員・募集人員についてを御覧いただきたい。募集人員は、習志野市立幼稚園管理規則第17条に基づいて募集するものであり、5歳児については、令和7年7月31日現在の4歳児の園児数より募集人員を算出している。また、津田沼幼稚園、屋敷幼稚園の今後の方針については、令和7年4月1日の広報と市ホームページにおいて、令和9年度末をもって同一中学校区のこども園に統合することをお知らせしているが、令和8年度は通常どおり園児募集を実施する。なお、日程以外の項目については、昨年度の園児募集要項から変更はしていない、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第30号 令和8年度使用教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書)
(指導課)

春名指導課長

議案第30号「令和8年度使用教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書)」について、説明する。

別添資料1を御覧いただきたい。小学校、中学校の教科書採択は、4年ごとに行われる。ただし、特別支援学級で使用するこのできる教科用図書については、児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選べるようにするという観点から、毎年実施される。特別支援学級においては、通常の教科書に代わって、採択された一般図書を使用することができる。

別添資料2を御覧いただきたい。千葉県教育委員会から一覧表が提示されており、各学校に周知をしている。この一覧表の中から、各学校で必要に応じて児童生徒に適した図書を選べるようになっており、通常の教科書に代わって無償で給与される。令和7年度は、小学校で13名、中学校で10名の児童生徒が、通常の教科書に代わり、一般図書を合計54冊使用している。備考欄に「R8」と記載されている一般図書は、千葉県教育委員会の審議会において選ばれたもので、その4冊について習志野市と八千代市で調査、協議をした。内容、組織・配列、表現、造本の4つの観点をもとに4冊全てを選定した。

別添資料1を御覧いただきたい。選定に至った理由を説明する。「さわって学べる算数図鑑」の内容については、動かす、開ける、組み立てるなどの操作をとおして、数や図形などを体験的に学ぶことができる。組織・配列については、数量や図形に関する基本的な内容の問題を、操作しながら解いていくことで学習できる。表現については、全ての漢字に振り仮名があり、算数の用語が分かりやすく説明されている。100以上のしかけがあり、算数の基礎的な概念を視覚と体感で理解しやすくなっている点から選定した。「スキンシップ絵本かずのえほん」の内容については、人や物の数や、果物の大きさの比較など、日常の生活場面で1ずつの数や10のまとまりなどの数の概念を学習することができる。組織・配列は、数を数えるページ、考えるページと発達段階に応じてどこからでも取り組むことができる。前半は、数の数え方、後半は考える力を養うよう配列されている。表現は、数の読み方や物の数え方が平仮名で分かりやすく表記されている。数字が大きく、指でなぞることもできる。全てのページが色鮮やかで分かりやすく、視覚的に印象付けられやすくなっている点から選定した。「絵でわかるこどものせいかつずかん1みのまわりのきほん」の内容については、朝から寝るまで、児童生徒の日常生活の基本動作が20場面紹介されている。組織・配列については、基本的な生活習慣の1つ1つの動作が説明されている。また、朝起きてから寝るまでの生活習慣が時間を追って理解できるように工夫されている。表現については、全て平仮名表記であり、短い文で説明されている。シンプルなイラストで動作が説明されており、とても理解しやすくなっている点から選定した。「改定新版くらしに役立つ保健体育」の内容については、健康で豊かな生活を送るために必要な内容が取り上げられている。運動やスポーツの多様性に触れ、生涯スポーツにつながるようになっている。二次元コードを用いて、動画で学ぶこともできる。組織・配列については、生涯スポーツを視野に入れ、体育は理論編と実技編に分けられている。学習の進め方に基づいて配列されており、見通しをもって学ぶことができる。表現については、難しい漢字には振り仮名が振られている。体の動きが1つ1つイラストで表現されており、イメージしやすい点から選定した。造本については、どの本も扱いやすい大きさで、紙質も丈夫にできており、学習に適しているという点も、選定理由の1つである。これらの理由から、本年度新たに一般図書の候補として、協議会では4冊全てを選定した。教育委員会としては、児童生徒の特性に合った一般図書の有用性について各学校に伝えるとともに、障がいの有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、推進していく、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

その他

小熊教育長

先程、報告事項(2)において保留となっていた質疑について回答は可能か、と発言

江住保健体育安全課長

先程保留となっていた、小熊教育長からの、「この夏に行われた、運動部活動と文化部活動の大会の結果について」の御質問にお答えする。

今配付させていただいた、令和7年度習志野市中学校総合体育大会(市・県)の結果についてを御覧いただきたい。市内大会の結果を記載している。現在、学校部活動地域連携型で取り組んでいる、第七中学校のバレーボール男子、また、今後、民間委託型に取り組んでいく、第二中学校の野球、第六中学校のバスケットボール男子、第五中学校のバレーボール女子、第七中学校のソフトボールと、いずれも準優勝という状況である。また、県大会においては、今年度は残念ながら、上位大会に進める部活動が少ないと認識している。

令和7年度千葉県中学校総合体育大会結果についての1ページ目を御覧いただきたい。県大会や関東大会といった上位大会の結果を記載している。こちらについても、第四中学校の柔道が学校部活動地域連携型で取り組んでいる。

令和7年度千葉県中学校総合体育大会結果についての4ページ目を御覧いただきたい。文化部活動の結果を記載している。東関東吹奏楽コンクールや東関東小学校バンドフェスティバル、東関東マーチングコンテストに出場するなど、輝かしい結果を残している、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、その他は終了した。

＜報告事項(1)については非公開。

ただし、報告事項(1)については令和7年8月28日をもって、
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 令和7年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(1)「令和7年度教育費予算案(9月補正)について」、説明する。本件については、7月の教育委員会会議で議決をいただき、市長に申し入れたので、資料のとおり結果を報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。申入れ額に対して、3万円の増額になっている。理由としては、4番の体育施設整備事業費が増額したことによるものである。これは、空調設備の整備を行うものだが、市長部局との協議の結果、財源の全てを地方債を充てるということになった。この地方債の借り入れについては、10万円単位で借り入れるという財政ルールがあることから、今回の予算計上にあたっては、10万円単位になるように、切り上げて計上することになった。本件については、8月28日に開会する、9月議会で提案する予定となっている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

その他

その他は終了した。

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言